

新潟大学産学連携共同研究棟共用スペース利用者の公募について

新潟大学が行う外部機関との共同研究，分野横断的な研究及び産業界等で高度な研究開発を担える人材を育成することを目的とした研究プロジェクトを推進する産学連携活動の拠点として，産学連携共同研究棟 1 号棟（旧地域共同研究センター）及び 2 号棟（旧ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー）に置く研究スペースの利用者を下記のとおり公募します。

記

1. 利用の目的

外部機関との共同研究，分野横断的な研究及び産業界等で高度な研究開発を担える人材を育成することを目的とした研究プロジェクトを推進するための拠点としての利用。

2. 利用者の資格

外部機関との共同研究，分野横断的な研究及び産業界等で高度な研究開発を担える人材を育成することを目的とした研究プロジェクトを行っている研究者で，当該研究のため，新たなスペースを必要とする者。

3. 利用の条件

- ・施設使用料年額 1 m²当たり 3,500 円（光熱水料相当額を含む。）を負担する。
- ・研究スペースの改修及び利用後の原状回復に係る費用は，利用者の負担とする。

4. 募集スペース

別紙平面図（赤枠にて記載）を参照ください。

5. 利用期間

5 年を限度とする。ただし，2 年目終了時及び 4 年目終了時に利用継続についての審査を行う。

6. 利用開始予定月日

平成 29 年 4 月 1 日（但し，環境整備等の状況により若干変更になる場合があります）

7. 利用の申請

別紙「産学連携共同研究棟共用スペース利用申請書」を作成し，提出してくだ

さい。

8. 利用者の決定

地域創生推進機構において選考した後，利用の可否を決定し，利用申請者に通知します。

9. 提出期限・提出方法等

提出期限：平成 29 年 2 月 15 日（水）

提出方法：メールにて電子ファイルを提出の上，押印済み原本を提出願います。

提出先：（E-mail）onestop@adm.niigata-u.ac.jp

（原本）研究企画推進部産学連携課産学連携係

【本件問合せ先】

研究企画推進部産学連携課 横野

TEL:内線 7634

E-mail: onestop@adm.niigata-u.ac.jp

○新潟大学地域創生推進機構施設利用要項

平成 28 年 4 月 1 日
地域創生推進機構長裁定

(趣旨)

第 1 この要項は、新潟大学地域創生推進機構が管理する施設（新潟大学産学連携共同研究棟 1 号棟及び 2 号棟をいう。以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 施設は、新潟大学（以下「本学」という。）の産学連携活動の拠点として、外部機関との共同研究、分野横断的な研究及び産業界等で高度な研究開発を担える人材を育成することを目的とした研究プロジェクトの推進を図るため、全学的な利用に供することを目的とする。

(利用資格)

第 3 施設を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学部学生、大学院学生及び研究生
- (3) 国立大学法人新潟大学共同研究取扱規程（平成 18 年規程第 32 号）第 2 条第 5 号に規定する企業等研究員
- (4) その他地域創生推進機構長（以下「機構長」という。）が適当と認めた者

(管理運用区分)

第 4 施設の管理運用は、次に掲げる区分（以下「管理運用区分」という。）により行うものとする。

- (1) 公募により利用者を決定する区域（以下「共用スペース」という。）
- (2) 前号以外の区域（以下「共用スペース以外」という。）

2 前項の管理運用区分は、別表のとおりとする。

(利用申請等)

第 5 共用スペースを利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、所定の利用

申請書を機構長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 機構長は、前項の申請があったときは、新潟大学地域創生推進機構会議（以下「機構会議」という。）の議を経て、利用の可否を決定し、利用申請者に通知するものとする。
- 3 共用スペース以外を利用しようとする者は、所定の施設利用届を機構長に提出し、許可を受けなければならない。

（利用計画の変更）

第6 第5の第2項の規定により利用許可を受けた者（以下「共用スペース利用者」という。）は、共用スペースの利用計画に重要な変更を加えようとするときは、所定の利用変更申請書を機構長に提出しなければならない。

- 2 機構長は、前項の申請があったときは、機構会議の議を経て、その可否を決定し、共用スペース利用者に通知するものとする。

（利用期間等）

第7 共用スペース利用者が共用スペースを利用できる期間は、5年を限度とする。ただし、機構長が特に必要と認めたときは、利用期間の延長を認めることができる。

- 2 共用スペース利用者は、利用期間を延長しようとするときは、利用期間が満了する日の3月前までに所定の利用延長申請書を機構長に提出しなければならない。
- 3 機構長は、前項の申出があったときは、機構会議の議を経て、その可否を決定し、共用スペース利用者に通知するものとする。
- 4 共用スペース利用者は、利用期間を短縮しようとするときは、利用を終了する日の3月前までに機構長に申し出なければならない。

（利用許可の取消し等）

第8 利用者（共用スペース利用者及び第5の第3項の規定により利用許可を受けた者をいう。以下同じ。）がこの要項に違反したときは、機構長は、機構会議の議を経て、利用の許可を取り消し、又は許可内容を変更することができる。

（経費の負担）

第9 共用スペース利用者は、別に定めるところにより、共用スペースの利用に係る経費を負担しなければならない。ただし、機構長が特に必要と認めたときは、経費の全部又

は一部を免除することができる。

2 前項により負担した経費については、原則返還は行わないものとする。

(利用上の義務)

第 10 利用者は、この要項を遵守するとともに、利用許可を受けた目的及び方法に従い、施設及び設備を常に善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、施設の利用に際し、施設内において行われる業務の安全確保に努めなければならない。

(共用スペースの改修)

第 11 共用スペース利用者は、利用計画の遂行上やむを得ず共用スペースを改修するときは、事前に機構長に申し出て、その許可を受けなければならない。

2 共用スペースの改修及び利用後の原状回復に係る費用は、共用スペース利用者が負担するものとする。

(利用の報告)

第 12 機構長は、共用スペース利用者に対して、必要に応じて共用スペースの利用に係る事項について、報告を求めることができる。

(原状回復)

第 13 共用スペース利用者は、利用期間が満了したとき（第 8 の規定により利用を取り消されたときを含む。）は、共用スペースを原状に回復し、速やかに明け渡さなければならない。

(損害賠償等)

第 14 利用者は、故意又は過失により、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(論文等への明記)

第 15 共用スペース利用者は、共用スペースを利用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、共用スペースを利用した旨を明記し、その論文の写しを機構長に提出しなければならない。

(事務)

第 16 施設の利用に関する事務は、研究企画推進部で行う。

(雑則)

第 17 この要項に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

別表 (第 4 関係)

施設名称	管理運用区分	
	共用スペース	共用スペース以外
新潟大学産学連携共同研究棟 1 号棟	プロジェクト研究室 106A	分析機器室 1
	プロジェクト研究室 112	分析機器室 2
	プロジェクト研究室 113	プロジェクト研究室 204
	プロジェクト研究室 114	構造解析分析室
	プロジェクト研究室 201	材料特性評価解析室
	プロジェクト研究室 205	研修会議室
	プロジェクト研究室 209	
	プロジェクト研究室 210	
新潟大学産学連携共同研究棟 2 号棟	プロジェクト研究室 106	サイエンティフィックビジュアル ゼーション室
	プロジェクト研究室 108	
	プロジェクト研究室 110	セミナー室
	プロジェクト研究室 111	
	プロジェクト研究室 207	
	プロジェクト研究室 208	
	プロジェクト研究室 209	
	プロジェクト研究室 210	